

studio es 規約

第1条

studio es (以下「スタジオエス」) は会員制アートスクールである。

第2条 入会資格

スタジオエスに入会できる方は、別に定めるコース毎の対象年齢であり、さらに保護者が活動趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。入会希望の方は、予め本規約の内容を十分に理解し、内容のすべてに同意した上で所定の入会申込を行うものとします。

第3条 入会金

入会金は入会時に申し受けるものとします。納入した入会金はその後いかなる理由があっても返還はいたしません。

第4条 月会費

月会費は、別に定める所定の金額および支払方法で納入するものとします。その他、追加画材が発生した際は各自購入するものとします。

第5条 休会

会員がスタジオエスを1ヶ月以上休会する場合、前月20日までに申し出てください。休会は最長4ヶ月とし、それ以上休会継続の場合一旦退会とさせていただきます。復会する場合は、その時点で空きのあるクラスへの復会となります。

第6条 退会

会員がスタジオエスを退会される場合は、最終在籍月の前月20日までに申し出をすることにより、その月限りで退会することができます。スタジオエスに対して会費その他の納入すべき費用がある場合には、その完納をもって退会とします。

第7条 住所および連絡先の変更

入会申込書に記載した住所または連絡先等に変更があった場合には、速やかに届け出るものとします。

第8条 免責

1. 会員の健康状態および所有物については、基本的に会員自身または保護者の責任において管理するものとします。
2. 教室以外（通学道路等）での事故等に関しては会員自身または保護者の責任において管理するものとし一切の責任をおいせん。
3. 教室内で発生した盗難、怪我、その他のトラブル等については、会場担当者や講師に重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。会員同士の教室内外でのトラブルについても同様とします。

第9条 授業内容

1. 授業内容は予告なく変更する場合があります。
2. 講師の体調不良および天災・災害等、やむを得ない事情が発生した場合には、定められた授業日、時間等を変更または中止することがあります。

第10条

スタジオエスは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 会費等を納入しない、または支払が滞納し期限を定めた催告にも応じないとき
2. 教室の施設および備品を故意に破損したり、汚した場合。
3. 授業運営に著しく支障がある行為や、他の会員および講師への社会的モラルに反する言動や迷惑行為等があった場合。
4. 身体的あるいは情緒的に、集団活動において危険や困難が予想されることが判明した場合。

第11条 作品および写真・映像の使用

ホームページ写真公開に際する同意書に同意された場合、教室で制作した作品の画像および活動の様子を撮影した写真（顔含む）・映像等が、スタジオエスが管理するホームページ・SNS等にて公開されます。

第12条 休校、閉鎖、活動制限等

天災、地変、社会情勢の変化、その他通常の活動及び運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、スタジオエスを一時休校、または閉鎖することがあります。また状況に合わせて、一部のコース・曜日の活動を休止し、限られた範囲のみで活動を実施する場合があります。

第13条 改定

1. スタジオエスは運営都合上運営都合上、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして運営方針・プログラム・講師・授業料等を改定することができます。この場合、改定日の1ヶ月以上前までに変更内容を会員に対し書面で通知するものとします。
2. スタジオエスは、本規約の内容を会員の了承を得ることなく変更することができますが、変更が生じた際は会員に対し遅滞なくその変更内容を書面で通知し、さらに教室内の及びHPに掲載する方法で通知するものとします。

第14条 附則

本規約は2021年4月1日より施行します。